平成２８年（フ）第９６号
青森県八戸市青葉１丁目９－５　及川貸家951、住民票上の住所青森県八戸市内丸３丁目７番19号
破産者　関本　祐幸
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
福島市宮代字田尻51番地の５宮内ハイツ206
破産者　酒井　千春
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１７０８号
横浜市神奈川区松見町４丁目944番地の２松見苑402号（住民票上の住所）
破産者　山室　直子
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４６号
相模原市緑区橋本７丁目５番21号　コモラード橋本502
破産者　渡邉　英徳
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２４７号
相模原市緑区橋本７丁目５番21号　コモラード橋本502
破産者　渡邉めぐみ
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３７５号
相模原市南区相模大野１丁目13番３号　ベルメゾン相模大野203号
破産者　紅谷　政彦
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３８３号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目28番２号
破産者　平山　順也
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第９２号
富山県南砺市法林寺581番地２
破産者　近川　　誠
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第８４号
石川県かほく市木津イ63番地６、従前の住所石川県かほく市木津へ51番地１
破産者　表　愛一郎
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
兵庫県丹波市氷上町西中350番地
破産者　増田　敏子
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第１３５号
岡山県総社市中央６丁目21番地103　コーポすずらん２号
破産者　山崎　伸子
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1070番地14
破産者　井手　康宏
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３号
愛媛県松山市山越４丁目８番５号　ピカデリーサーカス山越205号、開始決定時の住所愛媛県松山市太山寺町894番地30
破産者　田井　　司
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４８号
愛媛県今治市吉海町名2959番地、前住所松山市山越５丁目６番12号
破産者　日浅　裕和
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第２号
福岡県大牟田市笹原町１丁目43　笹原テラス３－２、開始決定時の住所福岡県大牟田市笹原町１丁目59―30
破産者　眞瀬　康人
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第３３号
福岡県大牟田市大字手鎌148番地２
破産者　末藤　信子
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第４２号
熊本県八代市中北町3086番地７（201）
破産者　春田　彰一
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第２７３号
鹿児島県鹿児島市田上４丁目３番17号
破産者　前原　　寛
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２９１号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目26番36―54号
破産者　蒲地　円香
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係